



石川労働局発表
平成28年12月13日(火)

報道関係者 各位

【照会先】

石川労働局職業安定部職業対策課
課長 越野 桂一
課長補佐 西本 正晃
地方障害者雇用担当官 今町 聡
電話 076(265)4428

平成28年石川県内の障害者雇用状況の集計結果について
～雇用障害者数、実雇用率ともに過去最高～

障害者の雇用の促進等に関する法律では、事業主に対し、常時雇用する従業員の一定割合（法定雇用率、民間企業の場合は2.0%）以上の障害者を雇用することを義務付けており、同法に基づき、毎年6月1日現在における身体障害者、知的障害者及び精神障害者の雇用状況について報告を求めています。

石川労働局では、今般、平成28年6月1日現在における同報告を集計し、その結果を取りまとめたものです。

<集計結果の主なポイント>

【民間企業（50人以上規模）】

○雇用障害者数、実雇用率ともに過去最高。

- ・雇用障害者数は3,141.5人で、前年より102.0人（3.4%）増加。[6年連続増加]
- ・実雇用率は1.88%で、前年より0.02ポイント上昇。[5年連続上昇]

○法定雇用率達成企業の割合は56.5%で、前年より2.2ポイント上昇。[3年連続上昇]
(法定雇用率が2.0%となった平成25年以降では最高)

【公的機関】

○調査対象は38機関（前年は37機関）

○達成機関の割合は94.7%（前年は97.3%）

【地方独立行政法人】

○調査対象は2機関（前年と同じ）

○達成機関の割合は100%（前年は50%）

石川労働局・ハローワークでは、今回の調査結果において、県内民間企業の雇用障害者数や実雇用率が過去最高となったものの、実雇用率が全国平均を下回っていること、雇用率未達成企業が半数近くあることを踏まえ、

- ①雇用率未達成企業に対して、関係機関と連携し職域開発を提案
- ②企業のトップを訪問し、直接障害者雇用を要請
- ③障害者雇用企業見学会や障害者雇用促進セミナー等の開催
- ④障害者就職面接会を開催する等就職機会の提供

などに取組むことにより、障害者の雇用促進を図ることとします。

概要

障害者雇用状況報告の集計結果

1. 民間企業における雇用状況

○調査対象企業

- ・2.0%の法定雇用率が適用される民間企業（常用雇用労働者数 50 人以上規模の企業）が対象となり、951 社で、前年より 19 社（2.0%）増加した。 [付属資料の第 1 表]

○雇用されている障害者の数、実雇用率、法定雇用率達成企業の割合

- ・調査対象企業において雇用されている障害者の数は 3,141.5 人で、前年より 102.0 人（3.4%）増加と、6 年連続で増加した。
- ・障害別では、身体障害者は 2,259.5 人（対前年比 0.1%増）、知的障害者は 541.5 人（同 12.9%増）、精神障害者は 340.5 人（同 12.2%増）と、いずれも前年より増加した。
- ・実雇用率は 1.88%（前年は 1.86%）で、5 年連続上昇し、法定雇用率達成企業の割合は 56.5%（前年は 54.3%）で、3 年連続上昇した。

[P4 の 1,2 及び付属資料の第 1 表・第 2 表、第 9 表-第 1 図、第 17 表]

○企業規模別の状況

- ・雇用されている障害者の数は、50～100 人未満規模企業で 618.5 人（前年は 602.0 人）、100～300 人未満で 962.0 人（同 936.5 人）、300～500 人未満で 508.0 人（同 456.0 人）、500～1,000 人未満で 500.5 人（同 479.0 人）と前年よりも増加したが、1,000 人以上で 552.5 人（同 566.0 人）と前年より減少した。
- ・実雇用率は、300～500 人未満で 2.15%（前年は 1.98%）、500～1,000 人未満で 2.06%（同 2.01%）と法定雇用率 2.0%を上回った。
50～100 人未満で 1.89%（同 1.92%）と民間企業全体の実雇用率 1.88%を上回った。
100～300 人未満で 1.71%（同 1.69%）と前年よりも上昇したが、1,000 人以上で 1.83%（同 1.92%）と前年よりも低下した。
- ・法定雇用率達成企業の割合は、50～100 人未満が 55.0%（前年は 51.2%）、100～300 人未満が 59.2%（同 56.8%）、300～500 人未満が 52.2%（同 51.5%）と前年よりも上昇したが、500～1,000 人未満が 66.7%（同 71.8%）、1,000 人以上が 33.3%（52.6%）と前年よりも低下した。

[P5 の 3、P6 及び付属資料の第 3 表・第 4 表、第 9 表-第 2 図]

○産業別の状況

- ・雇用されている障害者の数は、「建設業」、「情報通信業」、「教育・学習支援業」、「医療福祉業」では前年より減少したが、これら以外の産業では前年より増加した。
- ・産業別の実雇用率では、「医療福祉業」（2.50%）、「運輸業・郵便業」（2.22%）が法定雇用率を上回っている。また、「製造業」（1.92%）、「サービス業」（1.91%）は、民間企業全体の実雇用率 1.88%を上回っている。

[P5 の 4、P7 及び付属資料の第 5 表～第 8 表、第 9 表-第 3 図]

2. 地方公共団体等における在職状況

(1) 県・市町の機関（法定雇用率 2.3%）

2.3%の法定雇用率が適用される地方公共団体等の機関（35 機関）に在職している障害者の数は 369.5 人で、前年より 0.14%（0.5 人）減少しており、実雇用率は 2.38%で前年より 0.05 ポイント低下した。

35 機関中 33 機関が達成。未達成の 2 機関については、公表日現在でともに達成済み。

[付属資料の第 10 表・第 11 表]

(2) 県等の教育委員会（法定雇用率 2.2%）

2.2%の法定雇用率が適用される教育委員会（3 機関）に在職している障害者の数は、156.5 人で、前年より 0.6%（1.0 人）減少しているが、実雇用率は 2.23%で、前年より 0.01 ポイント上昇した。

[付属資料の第 12 表・第 13 表]

※平成 17 年の法改正に係る国会審議における附帯決議を踏まえ、県内の個別の機関ごとの在職状況について発表することとしている。

[付属資料の第 14 表・第 15 表]

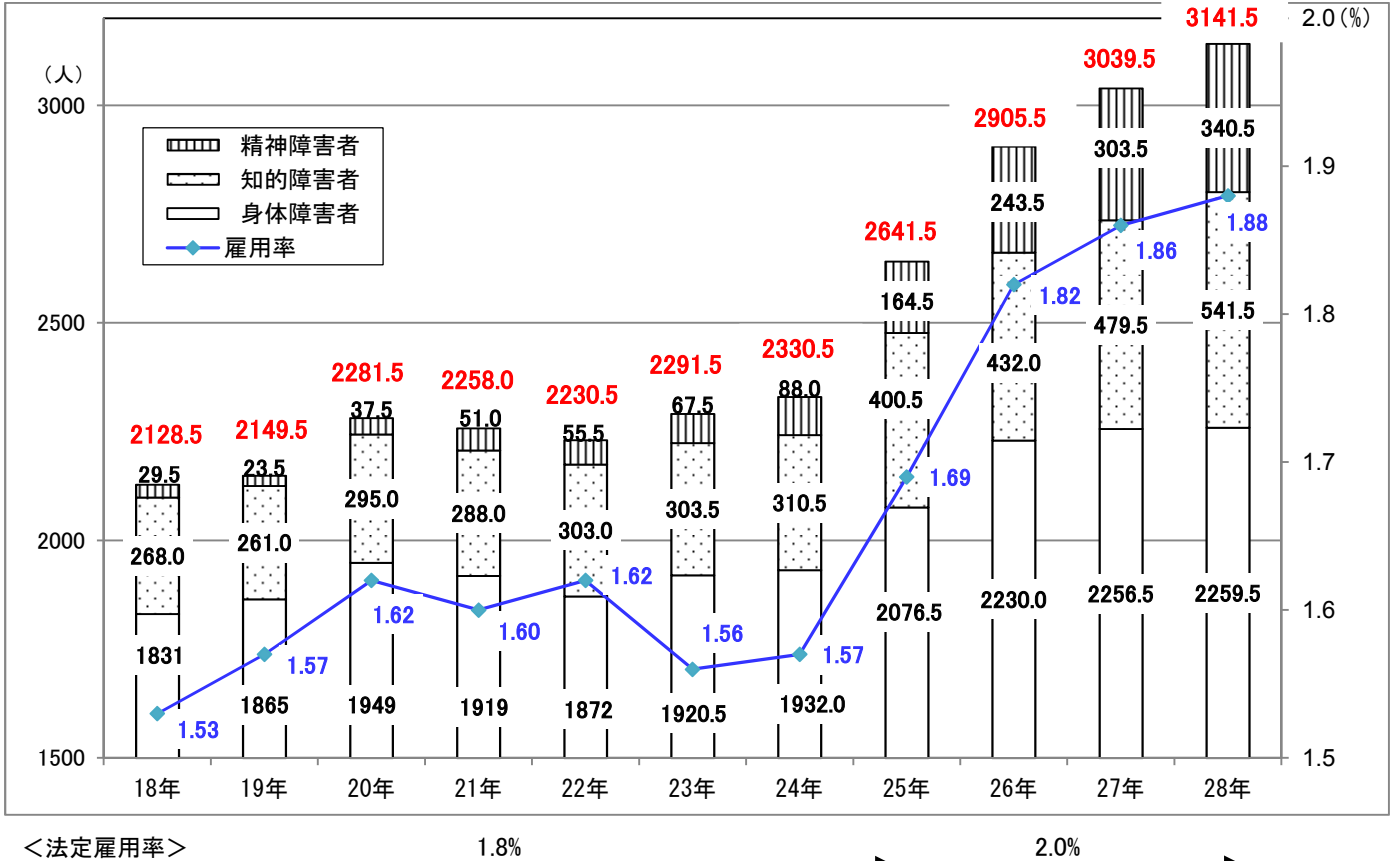
3. 地方独立行政法人における雇用状況

地方独立行政法人（法定雇用率 2.3%）の機関（2 機関）に雇用されている障害者の数は 8.0 人で前年より 4.0 人増加した。実雇用率は 3.88%で前年より 2 ポイント上昇した。

[付属資料の第 16 表]

民間企業における障害者雇用状況

1. 実雇用率と雇用されている障害者の数の推移

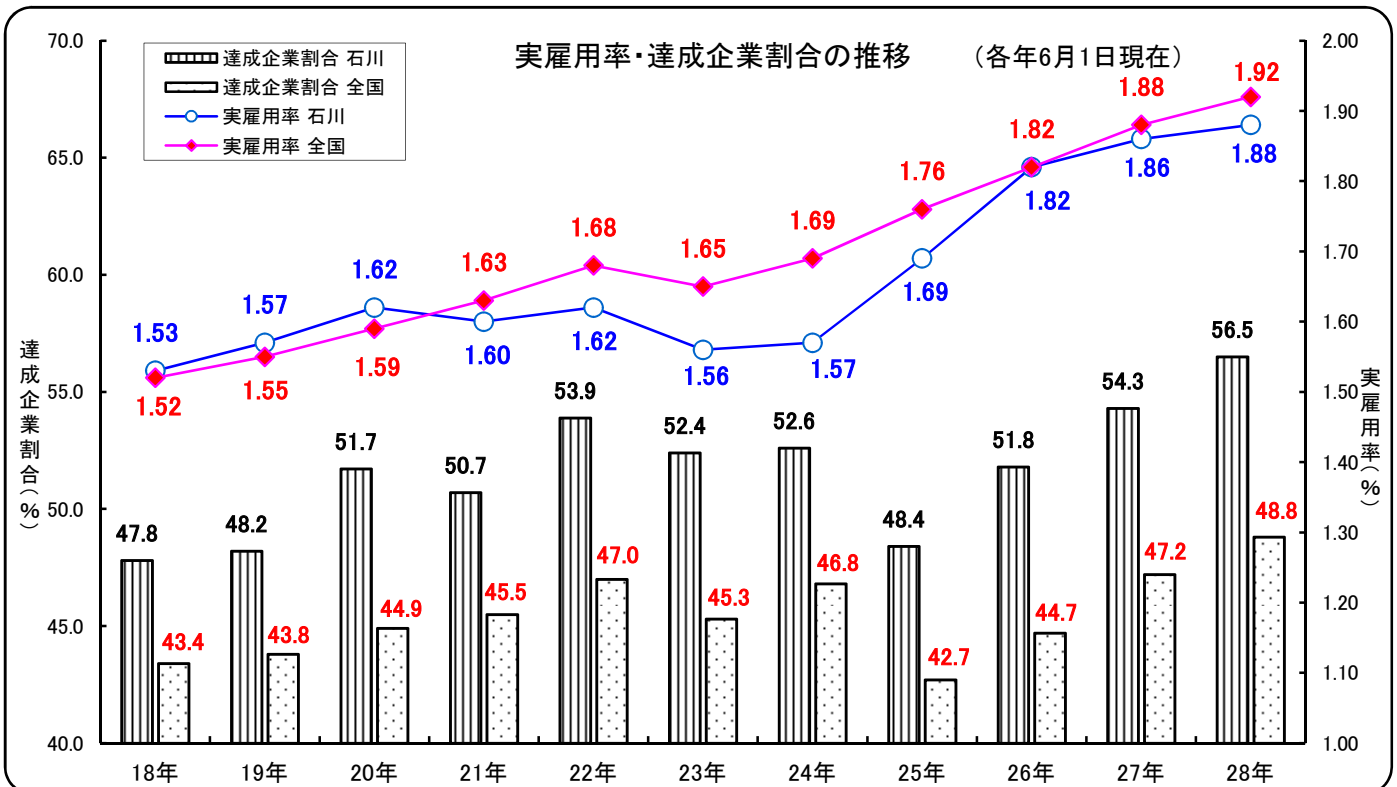


注1: 雇用義務のある企業(平成24年までは56人以上規模、平成25年以降は50人以上規模の企業)についての集計である。

注2: 「障害者の数」とは、次に掲げる者の合計数である。

- ①平成18年度以降：身体障害者(重度身体障害者はダブルカウント)、知的障害者(重度知的障害者はダブルカウント)、精神障害者、重度身体障害者、重度知的障害者又は精神障害者である短時間労働者(精神障害者である短時間労働者は0.5カウント)
- ②平成23年度以降：①に加え、重度以外身体障害者又は重度以外知的障害者である短時間労働者(0.5カウント)

2. 実雇用率・達成企業割合の推移

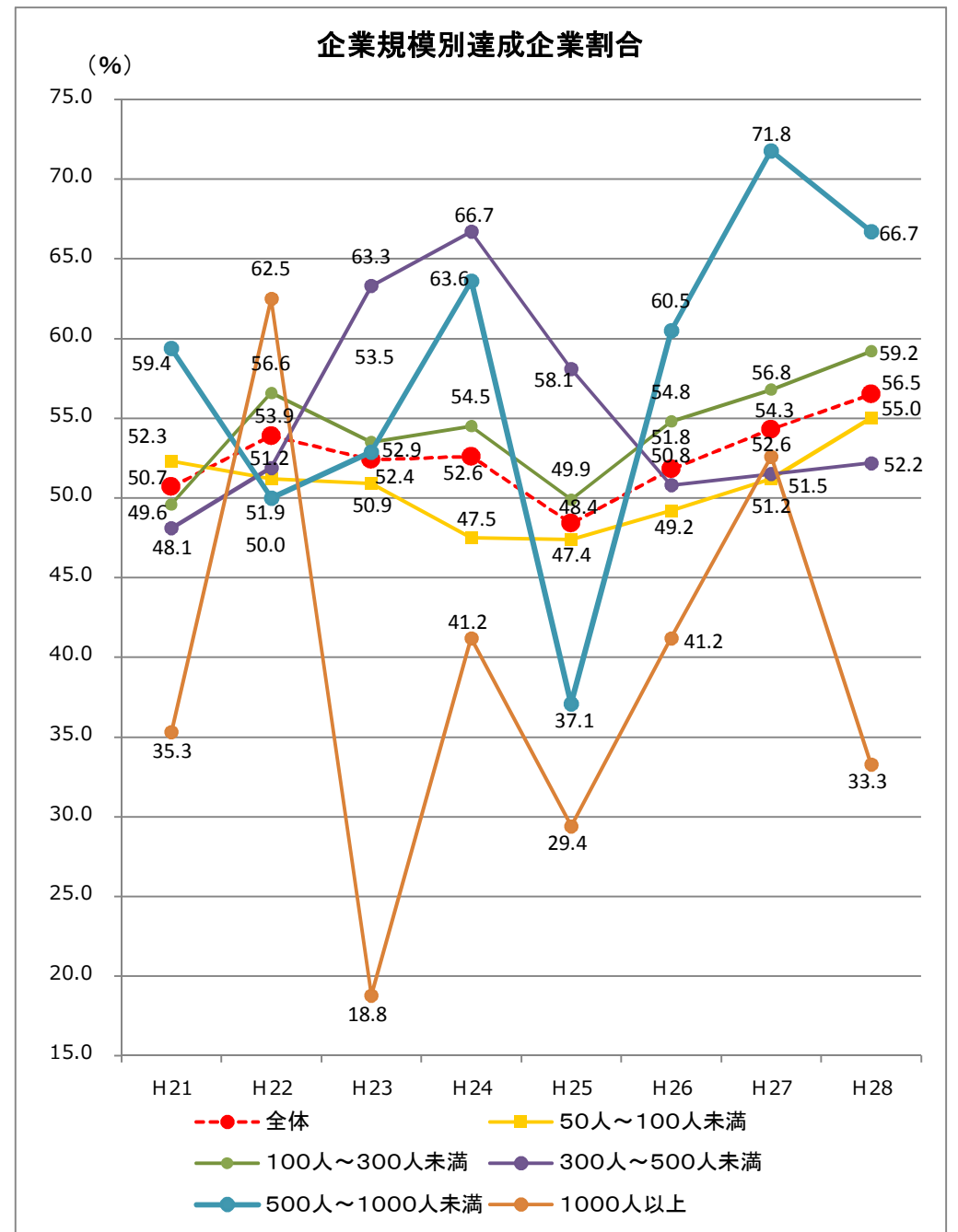
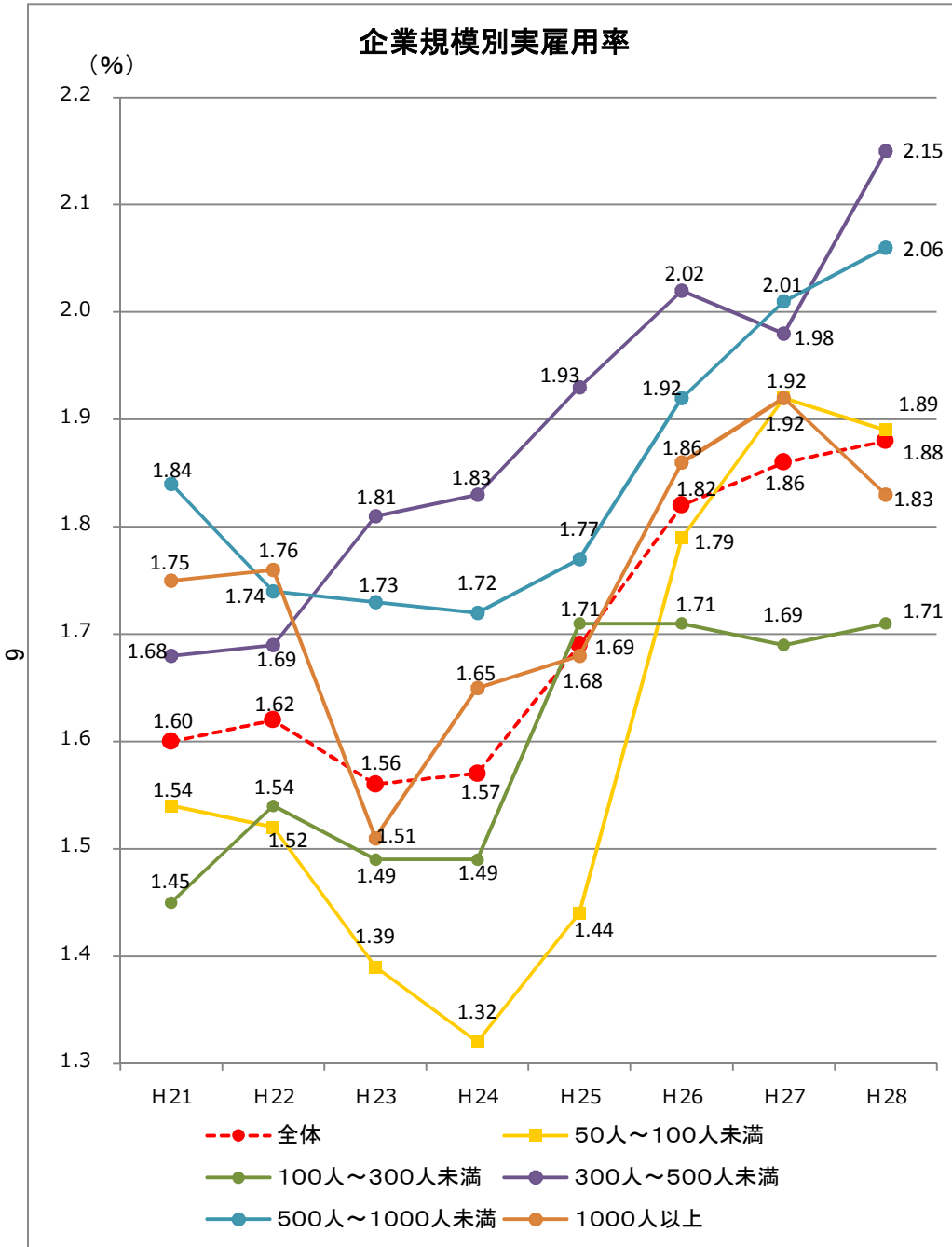


3. 企業規模別障害者雇用状況

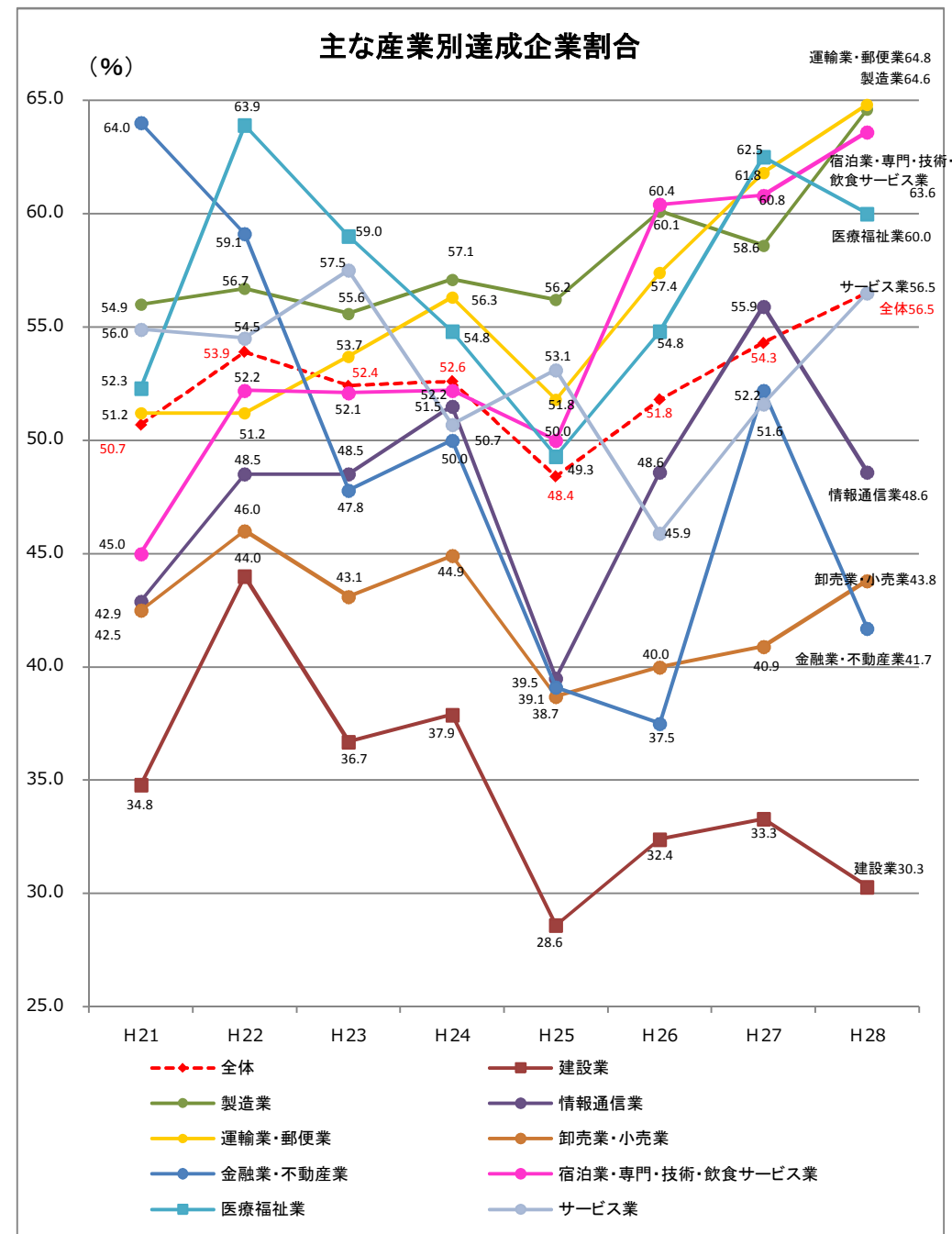
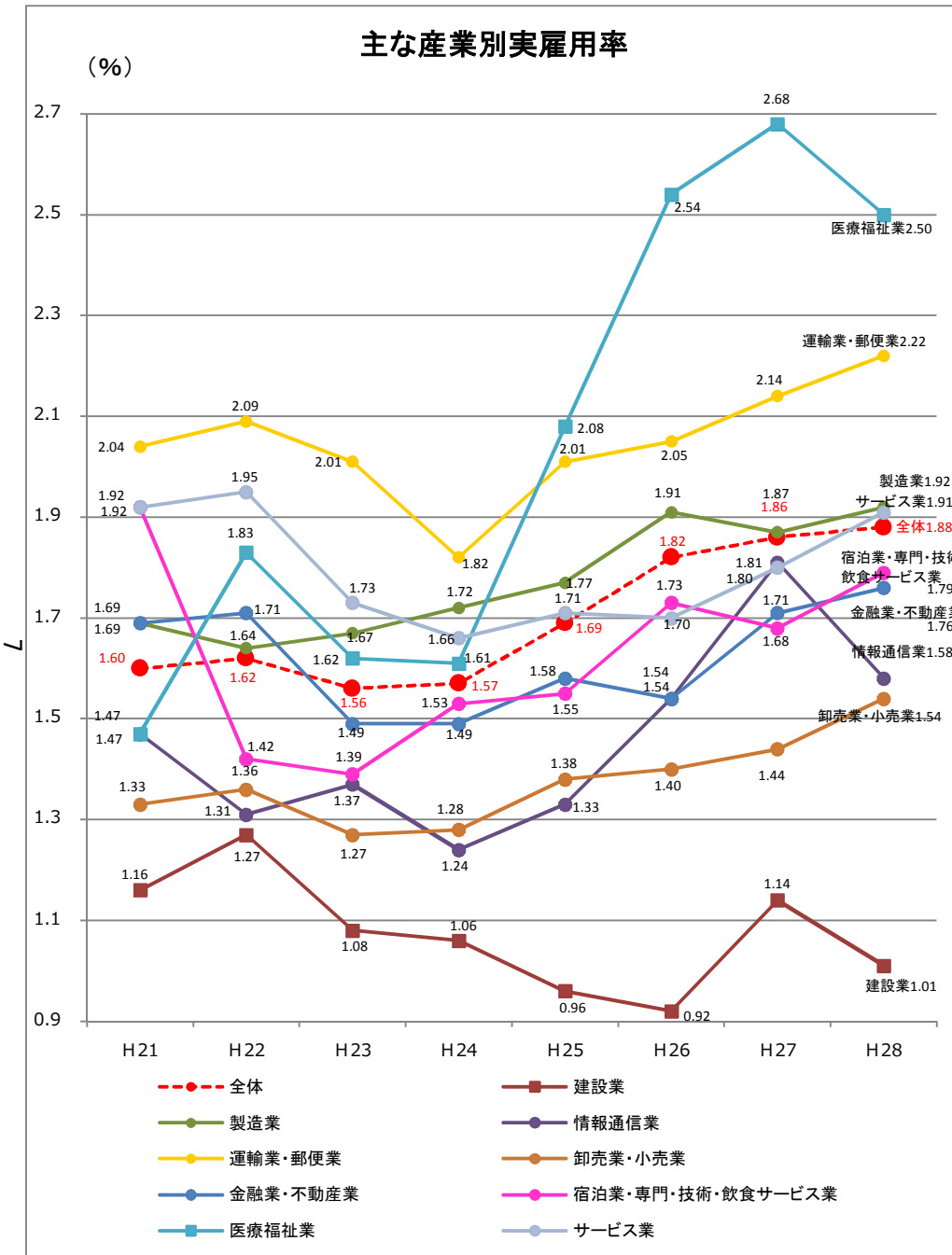
	対象 企業数	雇用率達成状況		達成企業の 割合(%)	対 象 労働者数	うち 障害者数	実雇用率
		達成企業	未達成企業				
50 ～ 100 人未満	467	257	210	55.0	32,807.5	618.5	1.89
100 ～ 300 人未満	360	213	147	59.2	56,169.5	962.0	1.71
300 ～ 500 人未満	67	35	32	52.2	23,665.0	508.0	2.15
500 ～ 1,000 人未満	39	26	13	66.7	24,273.5	500.5	2.06
1,000 人以上	18	6	12	33.3	30,124.5	552.5	1.83
合 計	951	537	414	56.5	167,040.0	3,141.5	1.88

4. 産業別障害者雇用状況

	対象 企業数	雇用率達成状況		達成企業の 割合(%)	対 象 労働者数	うち 障害者数	実雇用率
		達成企業	未達成企業				
建設業	33	10	23	30.3	5,057.5	51.0	1.01
製造業	285	184	101	64.6	55,415.5	1,064.0	1.92
情報通信業	37	18	19	48.6	7,420.5	117.5	1.58
運輸業・郵便業	54	35	19	64.8	8,504.0	189.0	2.22
卸売・小売業	153	67	86	43.8	27,938.5	431.0	1.54
金融・不動産業	24	10	14	41.7	6,143.5	108.0	1.76
宿泊業・専門・技術・飲食サービス	55	35	20	63.6	7,536.0	135.0	1.79
生活関連サービス・娯楽業	27	16	11	59.3	3,194.5	57.0	1.78
教育, 学習支援業	13	5	8	38.5	3,648.5	55.0	1.51
医療福祉業	155	93	62	60.0	23,667.5	591.5	2.50
複合サービス事業	17	9	8	52.9	3,753.0	63.5	1.69
サービス業	92	52	40	56.5	14,353.0	274.0	1.91
上記以外	6	3	3	50.0	408.0	5.0	1.23
合 計	951	537	414	56.5	167,040.0	3,141.5	1.88



※H24年までは56人～100人未満



※グラフ作成上、労働者数が5000人に満たない農林漁業及び鉱業、電気・ガス・熱供給・水道業、生活関連サービス業・娯楽業、教育・学習支援業、複合サービス業は除いている。

付属資料

◎ 法定雇用率とは

民間企業、国、地方公共団体は、「障害者の雇用の促進等に関する法律」に基づき、それぞれ以下の割合(法定雇用率)に相当する数以上の障害者を雇用しなければならないこととされている。

雇用義務の対象となる障害者は、身体障害者又は知的障害者である(なお、精神障害者は雇用義務の対象ではないが、精神障害者保健福祉手帳保持者を雇用している場合は雇用率に算定することができる)。

- 民間企業 ……………
 - 一般の民間企業 …………… 2. 0 %
(50人以上規模の企業)
 - 特殊法人等 …………… 2. 3 %
〔労働者数43.5人以上規模の特殊法人、
独立行政法人、国立大学法人等〕
- 国、地方公共団体 …………… 2. 3 %
(43.5人以上規模の機関)
- 都道府県等の教育委員会 …………… 2. 2 %
(45.5人以上規模の機関)

(カッコ内は、それぞれの割合(法定雇用率)によって1人以上の障害者を雇用しなければならないこととなる企業等の規模である。)

【一般民間企業における雇用率設定基準】

$$\text{障害者雇用率} = \frac{\text{身体障害者及び知的障害者である常用労働者の数} + \text{失業している身体障害者及び知的障害者の数}}{\text{常用労働者数} + \text{失業者数}}$$

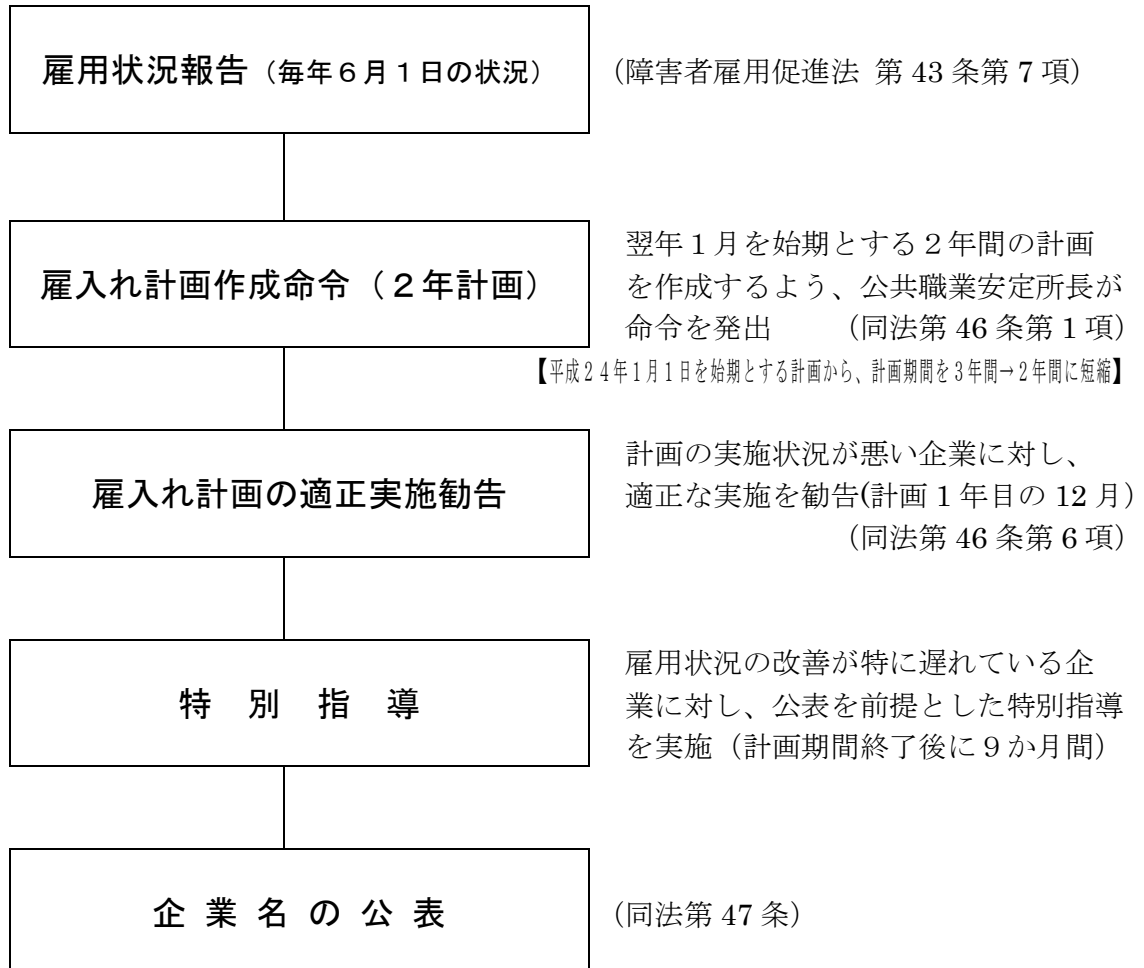
※特殊法人、国及び地方公共団体における障害者雇用率は、一般の民間企業の障害者雇用率を下回らない率をもって定めることとされている。

※重度身体障害者又は重度知的障害者については、その1人の雇用をもって、2人の身体障害者又は知的障害者を雇用しているものとしてカウントされる。

※重度身体障害者又は重度知的障害者である短時間労働者(1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の労働者)については、1人分として、重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間労働者については、0.5人分としてカウントされる。

◎障害者雇用率達成指導の流れ

実雇用率の低い事業主については、下記の流れで雇用率達成指導を行い、「雇入れ計画」の着実な実施による障害者雇用の推進を指導している。



※ 不足数の特に多い企業については、当該企業の幹部に対し、厚生労働省本省による直接指導も実施している。

1 民間企業における雇用状況(法定雇用率2.0%)

(1) 概況

① 概況【第1表】

区分	① 企業数	② 法定雇用 障害者数の 算定の基礎 となる労働者 数	③障害者数					④ 実雇用率 (E÷②×100)	⑤ 法定雇用率 達成企業の 割合	全国	
			A. 重度身体障害者、 重度知的障害者	B. 重度以外の身体障害者、 知的障害者、精神障害者	C. 短時間である 重度身体障害者、 重度知的障害者	D. 短時間である 重度以外の身体障害者、 知的障害者、精神障害者	E. 合計 (A×2+B+C+D×0.5)			実雇用率	法定雇用率 達成企業の 割合
27年度	932	163,118.0	704	1,262	102	535	3,039.5	1.86	54.3	1.88	47.2
28年度	951	167,040.0	695	1,361	127	527	3,141.5	1.88	56.5	1.92	48.8

② 障害種別雇用状況【第2表】

区分	① 障害者の数	②身体障害者					③知的障害者					④精神障害者		
		短時間以外		短時間		e. 計 a×2+b+c+d×0.5	短時間以外		短時間		e. 計 a×2+b+c+d×0.5	b.短時間 以外	d.短時間	e. 計 b+d×0.5
		a.重度	b.重度以外	c.重度	d.重度以外		a.重度	b.重度以外	c.重度	d.重度以外				
27年度	3,039.5	647	811	75	153	2,256.5	57	269	27	139	479.5	182	243	303.5
28年度	3,141.5	627	839	95	143	2,259.5	68	298	32	151	541.5	224	233	340.5

[1(1)①表【第1表】の注]

- 注1 ②欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数(以下、「基礎労働者数」という。)」とは、常用労働者総数から除外率相当数(身体障害者及び知的障害者が就業することが困難であると認められる職種が相当の割合を占める業種について定められた率を乗じて得た数)を除いた労働者数である。
- 2 ③A欄の「重度身体障害者及び重度知的障害者」については、法律上、1人を2人に相当するものとしており、E欄の計を算出するに当たりダブルカウントを行い、D欄の「短時間労働者である重度以外の身体障害者、知的障害者、精神障害者」については、法律上、1人を0.5人に相当するものとしており、E欄の計を算出するに当たり0.5カウントとしている。また、23年調査から、短時間労働者である重度以外の身体障害者、知的障害者が実雇用率に算定されることになった。
- 3 A、B欄は1週間の所定労働時間が30時間以上の労働者であり、C、D欄は1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の労働者である。

[1(1)②表【第2表】の注]

- 注1 ①欄の「障害者の数」とは②③④のe欄の計である。
- 2 ②③a欄の重度障害者については法律上、1人を2人に相当するものとしており、e欄の計を算出するに当たりダブルカウントしている。
- 3 ②③④d欄の重度障害者以外の短時間労働者については、法律上、1人を0.5人に相当するものとしており、e欄を算出するに当たり0.5カウントとしている。
- 4 ②③のa、b欄及び④のb欄は1週間の所定労働時間が30時間以上の労働者であり、②③のc欄及び②③④のd欄は1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の労働者である。

(2) 企業規模別の雇用状況

① 概況【第3表】

(人、%)

区分		① 企業数	② 法定雇用 障害者数の 算定の基礎 となる労働者 数	③障害者数					④ 実雇用率 (E÷②×100)	⑤ 法定雇用率 達成企業の 割合	全国	
				A. 重度身体障害者、 重度知的障害者	B. 重度以外の身体障害者、 知的障害者、精神障害者	C. 短時間である 重度身体障害者、 重度知的障害者	D. 短時間である 重度以外の身体障害者、 知的障害者、精神障害者	E. 合計 (A×2+B+C+D×0.5)			実雇用率	法定雇用率 達成企業の 割合
規模計	H27	932	163,118.0	704	1,262	102	535	3,039.5	1.86	54.3	1.88	47.2
	H28	951	167,040.0	695	1,361	127	527	3,141.5	1.88	56.5	1.92	48.8
50～100人未満	H27	449	31,275.5	127	217	30	202	602.0	1.92	51.2	1.49	44.7
	H28	467	32,807.5	117	236	52	193	618.5	1.89	55.0	1.55	45.7
100～300人未満	H27	359	55,555.0	216	421	35	97	936.5	1.69	56.8	1.68	50.2
	H28	360	56,169.5	218	443	35	96	962.0	1.71	59.2	1.74	52.2
300～500人未満	H27	66	22,987.0	105	185	18	86	456.0	1.98	51.5	1.79	44.0
	H28	67	23,665.0	111	234	18	68	508.0	2.15	52.2	1.82	44.8
500～1000人未満	H27	39	23,803.0	114	221	7	46	479.0	2.01	71.8	1.89	44.6
	H28	39	24,273.5	120	230	11	39	500.5	2.06	66.7	1.93	48.1
1,000人以上	H27	19	29,497.5	142	218	12	104	566.0	1.92	52.6	2.09	55.0
	H28	18	30,124.5	129	218	11	131	552.5	1.83	33.3	2.12	58.9

注 1(1)①の表【第1表】と同じ

② 障害種別雇用状況【第4表】

(人、%)

区分		① 障害者の数	②身体障害者					③知的障害者					④精神障害者		
			短時間以外		短時間		e. 計 a×2+b+c+d×0.5	短時間以外		短時間		e. 計 a×2+b+c+d×0.5	b.短時間 以外	d.短時間	e. 計 b+d×0.5
			a.重度	b.重度以外	c.重度	d.重度以外		a.重度	b.重度以外	c.重度	d.重度以外				
規模計	H27	3,039.5	647	811	75	153	2,256.5	57	269	27	139	479.5	182	243	303.5
	H28	3,141.5	627	839	95	143	2,259.5	68	298	32	151	541.5	224	233	340.5
50～100人未満	H27	602.0	108	137	10	56	391.0	19	59	20	33	133.5	21	113	77.5
	H28	618.5	100	146	31	37	395.5	17	56	21	49	135.5	34	107	87.5
100～300人未満	H27	936.5	201	266	31	48	723.0	15	84	4	18	127.0	71	31	86.5
	H28	962.0	199	279	31	42	729.0	19	92	4	26	147.0	72	28	86.0
300～500人未満	H27	456.0	98	130	15	16	349.0	7	23	3	43	61.5	32	27	45.5
	H28	508.0	100	123	16	22	350.0	11	55	2	30	94.0	56	16	64.0
500～1000人未満	H27	479.0	107	118	7	14	346.0	7	71	0	17	93.5	32	15	39.5
	H28	500.5	109	127	6	12	357.0	11	69	5	15	103.5	34	12	40.0
1,000人以上	H27	566.0	133	160	12	19	447.5	9	32	0	28	64.0	26	57	54.5
	H28	552.5	119	164	11	30	428.0	10	26	0	31	61.5	28	70	63.0

注 1(1)②の表【第2表】と同じ

(3) 産業別の雇用状況

① 概況【第5表】

(人、%)

区分		① 企業数	② 法定雇用 障害者数の 算定の基礎 となる労働者 数	③障害者数					④ 実雇用率 (E÷②)×100)	⑤ 法定雇用率 達成企業の 割合
				A. 重度身体障害者、 重度知的障害者	B. 重度以外の身体障害者、 知的障害者、精神障害者	C. 短時間である 重度身体障害者、 重度知的障害者	D. 短時間である 重度以外の身体障害者、 知的障害者、精神障害者	E. 合計 (A×2+B+C+D×0.5)		
産業計	H27	932	163,118.0	704	1,262	102	535	3,039.5	1.86	54.3
	H28	951	167,040.0	695	1,361	127	527	3,141.5	1.88	56.5
建設業 06~08	H27	33	4,781.5	16	22	0	1	54.5	1.14	33.3
	H28	33	5,057.5	14	23	0	0	51.0	1.01	30.3
製造業 09~32	H27	280	53,764.5	271	437	11	26	1,003.0	1.87	58.6
	H28	285	55,415.5	280	470	18	32	1,064.0	1.92	64.6
情報通信業 37~41	H27	34	7,003.0	36	52	1	3	126.5	1.81	55.9
	H28	37	7,420.5	30	49	4	9	117.5	1.58	48.6
運輸業・郵便業 42~49	H27	55	8,502.0	37	95	4	18	182.0	2.14	61.8
	H28	54	8,504.0	39	96	3	24	189.0	2.22	64.8
卸売・小売業 50~61	H27	149	27,660.5	86	147	17	126	399.0	1.44	40.9
	H28	153	27,938.5	90	166	19	132	431.0	1.54	43.8
金融・不動産業 62~70	H27	23	6,123.0	32	34	3	7	104.5	1.71	52.2
	H28	24	6,143.5	32	36	3	10	108.0	1.76	41.7
宿泊業・専門・ 技術・飲料サービス 71~77	H27	51	7,287.0	21	64	4	25	122.5	1.68	60.8
	H28	55	7,536.0	20	73	9	26	135.0	1.79	63.6
生活関連サービス・ 娯楽業 78~80	H27	26	2,953.0	11	26	5	4	55.0	1.86	57.7
	H28	27	3,194.5	13	26	1	8	57.0	1.78	59.3
教育・学習支援業 81~82	H27	14	3,614.0	14	25	2	8	59.0	1.63	50.0
	H28	13	3,648.5	12	25	3	6	55.0	1.51	38.5
医療福祉業 83~85	H27	152	23,302.0	114	219	38	278	624.0	2.68	62.5
	H28	155	23,667.5	96	229	49	243	591.5	2.50	60.0
複合サービス業 86~87	H27	17	3,795.5	13	21	4	7	54.5	1.44	41.2
	H28	17	3,753.0	14	28	4	7	63.5	1.69	52.9
サービス業 88~96	H27	91	13,850.5	53	115	13	32	250.0	1.80	51.6
	H28	92	14,353.0	55	135	14	30	274.0	1.91	56.5
その他 01~05 33~36	H27	7	481.5	0	5	0	0	5.0	1.04	42.9
	H28	6	408.0	0	5	0	0	5.0	1.23	50.0

注 1(1)①の表【第1表】と同じ

② 障害種別雇用状況【第6表】

(人、%)

区分	① 障害者の数	②身体障害者						③知的障害者					④精神障害者		
		短時間以外		短時間		e. 計 a×2+b+c+d×0.5	短時間以外		短時間		e. 計 a×2+b+c+d×0.5	b.短時間 以外	d.短時間	e. 計 b+d×0.5	
		a.重度	b.重度以外	c.重度	d.重度以外		a.重度	b.重度以外	c.重度	d.重度以外					
産業計	H27	3,039.5	647	811	75	153	2,256.5	57	269	27	139	479.5	182	243	303.5
	H28	3,141.5	627	839	95	143	2,259.5	68	298	32	151	541.5	224	233	340.5
建設業 06~08	H27	54.5	13	18	0	0	44.0	3	0	0	0	6.0	4	1	4.5
	H28	51.0	11	18	0	0	40.0	3	0	0	0	6.0	5	0	5.0
製造業 09~32	H27	1,003.0	254	273	9	15	797.5	17	111	2	3	148.5	53	8	57.0
	H28	1,064.0	256	283	11	16	814.0	24	120	7	10	180.0	67	6	70.0
情報通信業 37~41	H27	126.5	36	35	1	2	109.0	0	2	0	0	2.0	15	1	15.5
	H28	117.5	30	32	4	1	96.5	0	1	0	1	1.5	16	7	19.5
運輸業・郵便業 42~49	H27	182.0	27	64	4	8	126.0	10	17	0	4	39.0	14	6	17.0
	H28	189.0	31	68	3	12	139.0	8	16	0	7	35.5	12	5	14.5
卸売・小売業 50~61	H27	399.0	81	111	17	23	301.5	5	18	0	38	47.0	18	65	50.5
	H28	431.0	83	116	18	29	314.5	7	22	1	37	55.5	28	66	61.0
金融・不動産業 62~70	H27	104.5	32	32	3	7	102.5	0	0	0	0	0.0	2	0	2.0
	H28	108.0	30	32	3	10	100.0	2	0	0	0	4.0	4	0	4.0
宿泊業・専門・ 技術・飲料サービス 71~77	H27	122.5	19	35	3	9	80.5	2	19	1	11	29.5	10	5	12.5
	H28	135.0	17	39	7	6	83.0	3	20	2	13	34.5	14	7	17.5
生活関連サービス・ 娯楽業 78~80	H27	55.0	10	15	4	3	40.5	1	8	1	0	11.0	3	1	3.5
	H28	57.0	12	16	1	6	44.0	1	8	0	2	11.0	2	0	2.0
教育・学習支援業 81~82	H27	59.0	14	25	2	5	57.5	0	0	0	0	0.0	0	3	1.5
	H28	55.0	12	25	3	5	54.5	0	0	0	0	0.0	0	1	0.5
医療福祉業 83~85	H27	624.0	103	119	20	57	373.5	11	58	18	73	134.5	42	148	116.0
	H28	591.5	87	116	31	37	339.5	9	68	18	71	139.5	45	135	112.5
複合サービス業 86~87	H27	54.5	13	16	3	2	46.0	0	2	1	4	5.0	3	1	3.5
	H28	63.5	14	17	3	2	49.0	0	5	1	4	8.0	6	1	6.5
サービス業 88~96	H27	250.0	45	65	9	22	175.0	8	32	4	6	55.0	18	4	20.0
	H28	274.0	44	74	11	19	182.5	11	36	3	6	64.0	25	5	27.5
その他 01~05 33~36	H27	5.0	0	3	0	0	3.0	0	2	0	0	2.0	0	0	0.0
	H28	5.0	0	3	0	0	3.0	0	2	0	0	2.0	0	0	0.0

注 1(1)②の表【第2表】と同じ

③ 主な製造業における雇用状況(概況)【第7表】

(人、%)

区分		① 企業数	② 法定雇用 障害者数の 算定の基礎 となる労働者 数	③障害者数					④ 実雇用率 (E÷②×100)	⑤ 法定雇用率 達成企業の 割合
				A. 重度身体障害者、 重度知的障害者	B. 重度以外の身体障害者、 知的障害者、精神障害者	C. 短時間である 重度身体障害者、 重度知的障害者	D. 短時間である 重度以外の身体障害者、 知的障害者、精神障害者	E. 合計 (A×2+B+C+D×0.5)		
製造業計	H27	280	53,764.5	271	437	11	26	1,003.0	1.87	58.6
	H28	285	55,415.5	280	470	18	32	1,064.0	1.92	64.6
食料品・たばこ 09・10	H27	39	5,439.0	19	63	3	11	109.5	2.01	61.5
	H28	41	6,018.5	25	74	5	14	136.0	2.26	70.7
繊維 11	H27	35	4,351.5	22	34	1	2	80.0	1.84	62.9
	H28	34	4,326.0	21	39	0	4	83.0	1.92	76.5
金属製品 24	H27	25	2,992.5	16	22	2	2	57.0	1.90	72.0
	H28	26	3,010.0	18	23	2	2	62.0	2.06	76.9
電気機械器具 29	H27	30	12,024.0	85	77	1	2	249.0	2.07	70.0
	H28	30	12,186.0	86	81	7	5	262.5	2.15	73.3

注 1(1)①の表【第1表】と同じ

14

④ 主な製造業における雇用状況(障害種別)【第8表】

(人、%)

区分		① 障害者の数	②身体障害者					③知的障害者					④精神障害者		
			短時間以外		短時間		e. 計 a×2+b+c+d×0.5	短時間以外		短時間		e. 計 a×2+b+c+d×0.5	b.短時間 以外	d.短時間	e. 計 b+d×0.5
			a.重度	b.重度以外	c.重度	d.重度以外		a.重度	b.重度以外	c.重度	d.重度以外				
製造業計	H27	1,003.0	254	273	9	15	797.5	17	111	2	3	148.5	53	8	57.0
	H28	1,064.0	256	283	11	16	814.0	24	120	7	10	180.0	67	6	70.0
食料品・たばこ 09・10	H27	109.5	10	25	2	7	50.5	9	35	1	1	54.5	3	3	4.5
	H28	136.0	12	34	4	7	65.5	13	35	1	4	64.0	5	3	6.5
繊維 11	H27	80.0	22	26	1	1	71.5	0	6	0	0	6.0	2	1	2.5
	H28	83.0	21	26	0	2	69.0	0	9	0	1	9.5	4	1	4.5
金属製品 24	H27	57.0	15	16	1	2	48.0	1	3	1	0	6.0	3	0	3.0
	H28	62.0	16	17	1	2	51.0	2	3	1	0	8.0	3	0	3.0
電気機械器具 29	H27	249.0	83	40	1	1	207.5	2	21	0	0	25.0	16	1	16.5
	H28	262.5	83	41	2	1	209.5	3	21	5	2	33.0	19	2	20.0

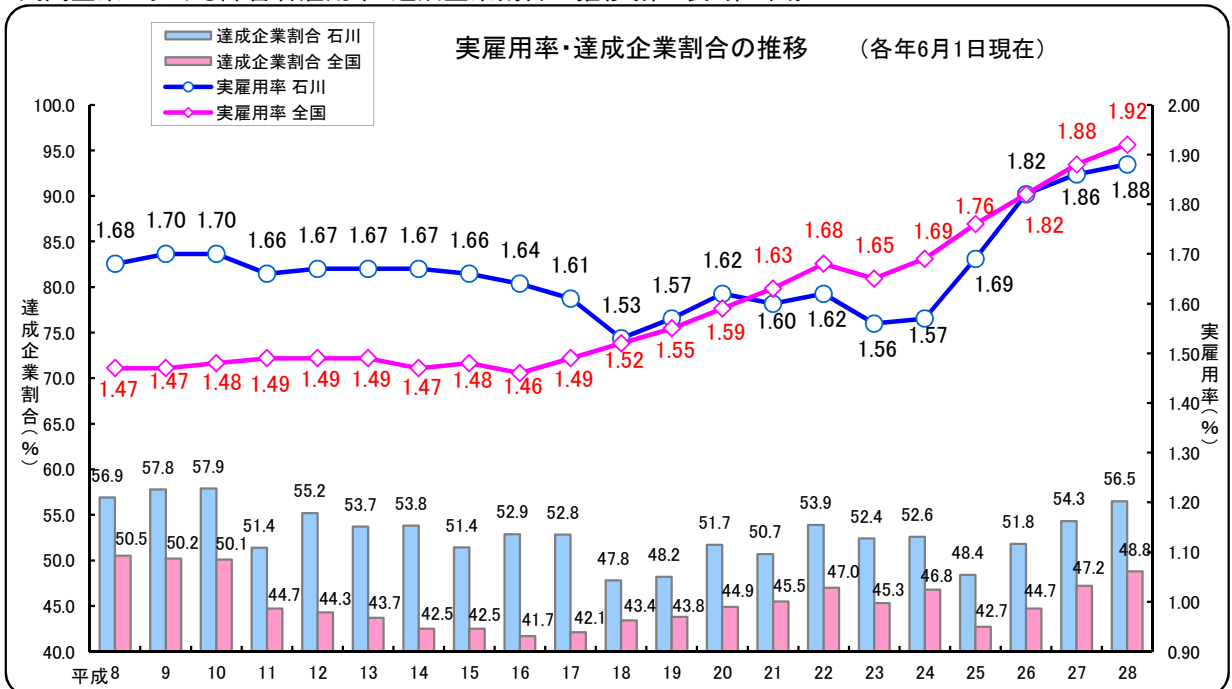
注 1(1)②の表【第2表】と同じ

(4)民間企業における障害者雇用状況の推移
①民間企業の推移〔第9表〕

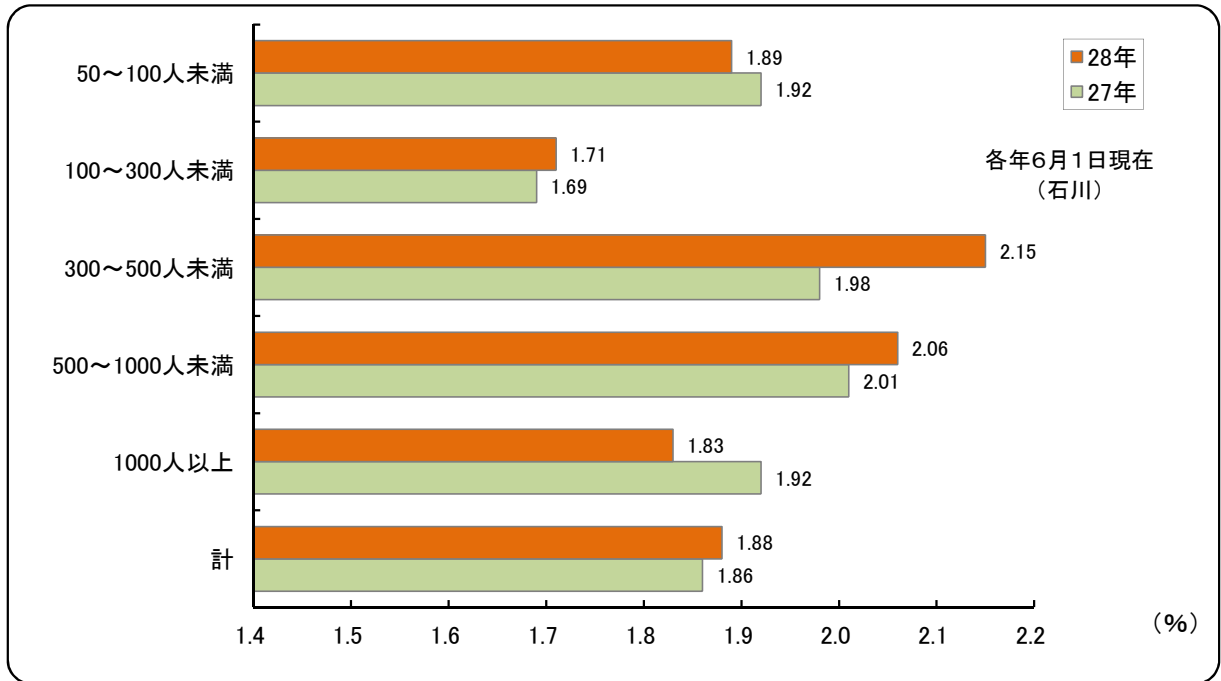
年	雇用障害者数			
	石川		全国	
	前年比増減(人)		前年比増減(人)	
8	2,002.0	36.0	247,982.0	905.0
9	2,019.0	17.0	250,030.0	2,048.0
10	2,024.0	5.0	251,443.0	1,413.0
11	2,005.0	△ 19.0	254,562.0	3,119.0
12	1,968.0	△ 37.0	252,836.0	△ 1,726.0
13	2,022.0	54.0	252,870.0	34.0
14	1,985.0	△ 37.0	246,284.0	△ 6,586.0
15	1,982.0	△ 3.0	247,093.0	809.0
16	2,091.0	109.0	257,939.0	10,846.0
17	2,103.0	12.0	269,066.0	11,127.0
18	2,128.5	37.5	283,750.5	14,684.5
19	2,149.5	21.0	302,716.0	18,965.5
20	2,281.5	132.0	325,603.0	22,887.0
21	2,258.0	△ 23.5	332,811.5	7,208.5
22	2,230.5	△ 27.5	342,973.5	10,162.0
23	2,291.5	61.0	366,199.0	23,225.5
24	2,330.5	39.0	382,363.5	16,164.5
25	2,641.5	311.0	408,947.5	26,584.0
26	2,905.5	264.0	431,225.5	22,278.0
27	3,039.5	134.0	453,133.5	21,908.0
28	3,141.5	102.0	474,374.0	21,240.5

年	石川					全国			
	報告対象企業		雇用率達成企業の割合	実雇用率	実雇用率	実雇用率	前年比増減		
	達成	未達成						前年比増減	前年比増減
8	659	375	284	56.9	△ 0.5	1.68	0.01	1.47	0.02
9	661	382	279	57.8	0.9	1.70	0.02	1.47	0.00
10	648	375	273	57.9	0.1	1.70	0.00	1.48	0.01
11	710	365	345	51.4	△ 6.5	1.66	△ 0.04	1.49	0.01
12	692	382	310	55.2	3.8	1.67	0.01	1.49	0.00
13	709	381	328	53.7	△ 1.5	1.67	0.00	1.49	0.00
14	693	373	320	53.8	0.1	1.67	0.00	1.47	△ 0.02
15	698	359	339	51.4	△ 2.4	1.66	△ 0.01	1.48	0.01
16	719	380	339	52.9	1.5	1.64	△ 0.02	1.46	△ 0.02
17	723	382	341	52.8	△ 0.1	1.61	△ 0.03	1.49	0.03
18	776	371	405	47.8	△ 5.0	1.53	△ 0.08	1.52	0.03
19	768	370	398	48.2	0.4	1.57	0.04	1.55	0.03
20	789	408	381	51.7	3.5	1.62	0.05	1.59	0.04
21	783	397	386	50.7	△ 1.0	1.60	△ 0.02	1.63	0.04
22	772	416	356	53.9	3.2	1.62	0.02	1.68	0.05
23	796	417	379	52.4	△ 1.5	1.56	△ 0.06	1.65	△ 0.03
24	812	427	385	52.6	0.2	1.57	0.01	1.69	0.04
25	912	441	471	48.4	△ 4.2	1.69	0.12	1.76	0.07
26	927	480	447	51.8	3.4	1.82	0.13	1.82	0.06
27	932	506	426	54.3	2.5	1.86	0.04	1.88	0.06
28	951	537	414	56.5	2.2	1.88	0.02	1.92	0.04

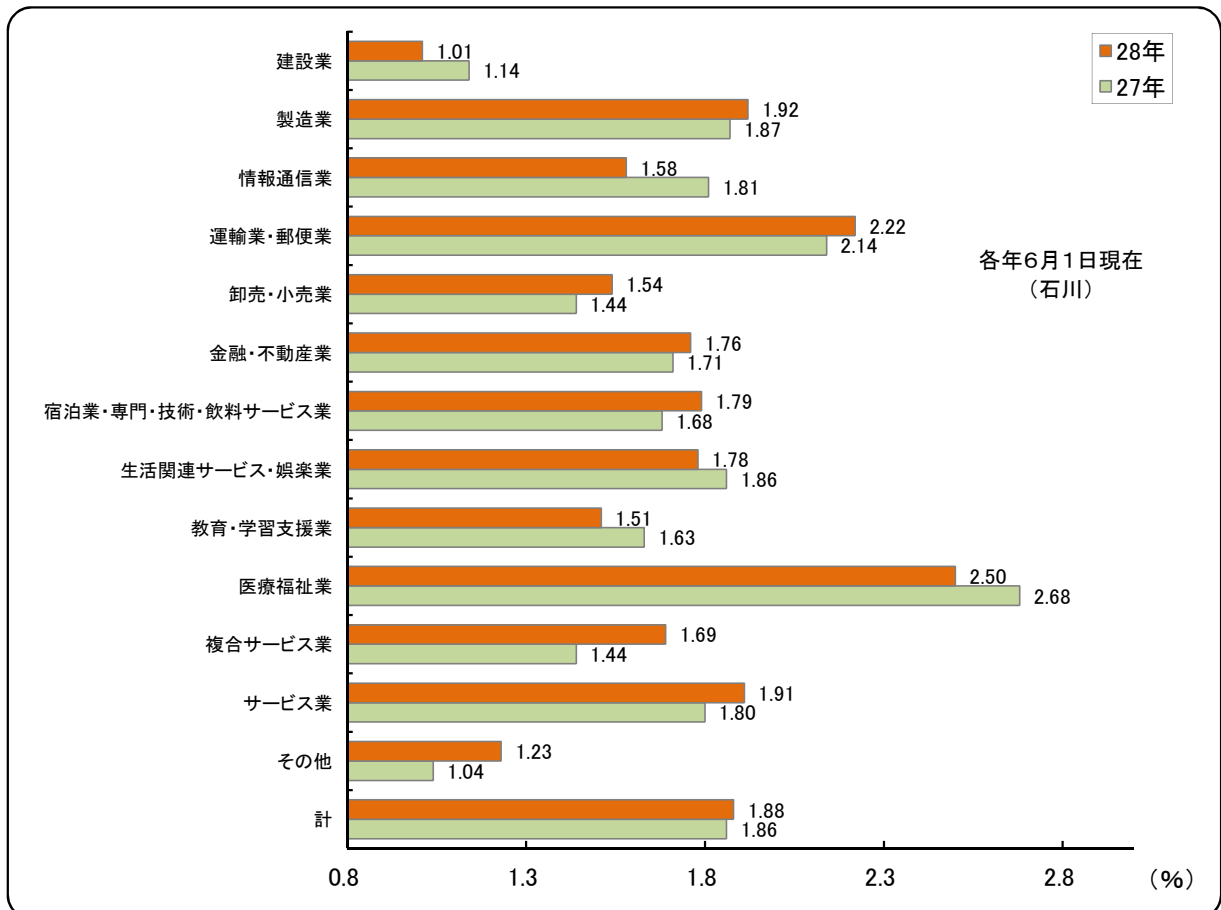
民間企業における障害者雇用率・達成企業割合の推移〔第9表-第1図〕



民間企業における企業規模別障害者の雇用状況〔第9表-第2図〕



民間企業における産業別障害者の雇用状況〔第9表-第3図〕



2 地方公共団体における雇用状況(法定雇用率2.3%の機関)

① 概況【第10表】

区分	① 機関数	② 法定雇用 障害者数の 算定の基礎 となる職員数	③障害者数					④ 実雇用率 (E÷②×100)	⑤ 法定雇用率 達成機関の 割合	全国	
			A. 重度身体障害者、 重度知的障害者	B. 重度以外の身体障害者、 知的障害者、精神障害者	C. 短時間である 重度身体障害者、 重度知的障害者	D. 短時間である 重度以外の身体障害者、 知的障害者、精神障害者	E. 合計 (A×2+B+C+D×0.5)			実雇用率	法定雇用率 達成機関の 割合
27年度	34	15,229.5	92	180	2	8	370.0	2.43	97.1	2.45	87.0
28年度	35	15,522.0	83	192	7	9	369.5	2.38	94.3	2.47	88.6

② 障害種別雇用状況【第11表】

区分	① 障害者の数	②身体障害者					③知的障害者					④精神障害者		
		短時間以外		短時間		e. 計 a×2+b+c+d×0.5	短時間以外		短時間		e. 計 a×2+b+c+d×0.5	b.短時間 以外	d.短時間	e. 計 b+d×0.5
		a.重度	b.重度以外	c.重度	d.重度以外		a.重度	b.重度以外	c.重度	d.重度以外				
27年度	370.0	92	167	2	6	356.0	0	3	0	0	3.0	10	2	11.0
28年度	369.5	83	176	7	6	352.0	0	3	0	0	3.0	13	3	14.5

〔2①表【第10表】の注〕

注1 ②欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数(以下、「基礎職員数」という。）」とは、職員総数から除外職員数及び除外率相当職員数(旧除外職員が職員総数に占める割合を基に設定した除外率を乗じて得た数)を除いた職員数である。また、平成23年調査から基礎職員数に短時間勤務職員(1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満)が1人を0.5人に相当するものとして算定されることになった。

2 ③A欄の「重度身体障害者及び重度知的障害者」については、法律上、1人を2人に相当するものとしており、E欄の計を算出するに当たりダブルカウントを行い、D欄の「短時間労働者である重度以外の身体障害者、知的障害者、精神障害者」については、法律上、1人を0.5人に相当するものとしており、E欄の計を算出するに当たり0.5カウントとしている。また、23年調査から、短時間勤務職員である重度以外の身体障害者、知的障害者が実雇用率に算定されることになった。

3 A、B欄は1週間の所定労働時間が30時間以上の職員であり、C、D欄は1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の職員である。

〔2②表【第11表】の注〕

注1 ①欄の「障害者の数」とは②③④のe欄の計である。

2 ②③a欄の重度障害者については法律上、1人を2人に相当するものとしており、e欄の計を算出するに当たりダブルカウントしている。

3 ②③④d欄の重度障害者以外の短時間労働者については、法律上、1人を0.5人に相当するものとしており、e欄を算出するに当たり0.5カウントとしている。

4 ②③のa、b欄及び④のb欄は1週間の所定労働時間が30時間以上の職員であり、②③のc欄及び②③④のd欄は1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の職員である。

3 地方公共団体における雇用状況(法定雇用率2.2%の機関)

① 概況【第12表】

区分	① 機関数	② 法定雇用 障害者数の 算定の基礎 となる職員数	③障害者数					④ 実雇用率 (E÷②×100)	⑤ 法定雇用率 達成機関の 割合	(人、%) 全国	
			A. 重度身体障害者、 重度知的障害者	B. 重度以外の身体障害者、 知的障害者、精神障害者	C. 短時間である 重度身体障害者、 重度知的障害者	D. 短時間である 重度以外の身体障害者、 知的障害者、精神障害者	E. 合計 (A×2+B+C+D×0.5)			実雇用率	法定雇用率 達成機関の 割合
27年度	3	7,089.0	26	104	1	1	157.5	2.22	100.0	2.15	73.9
28年度	3	7,012.0	27	101	1	1	156.5	2.23	100.0	2.18	80.0

② 障害種別雇用状況【第13表】

区分	① 障害者の数	②身体障害者					③知的障害者					④精神障害者		
		短時間以外		短時間		e. 計 a×2+b+c+d×0.5	短時間以外		短時間		e. 計 a×2+b+c+d×0.5	b.短時間 以外	d.短時間	e. 計 b+d×0.5
		a.重度	b.重度以外	c.重度	d.重度以外		a.重度	b.重度以外	c.重度	d.重度以外				
27年度	157.5	26	99	1	1	152.5	0	0	0	0	0.0	5	0	5.0
28年度	156.5	27	96	1	1	151.5	0	0	0	0	0.0	5	0	5.0

[3①表【第12表】の注]

- 注1 ②欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数(以下、「基礎職員数」という。)」とは、職員総数から除外職員数及び除外率相当職員数(旧除外職員が職員総数に占める割合を基に設定した除外率を乗じて得た数)を除いた職員数である。また、平成23年調査から基礎職員数に短時間勤務職員(1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満)が1人を0.5人に相当するものとして算定されることになった。
- 2 ③A欄の「重度身体障害者及び重度知的障害者」については、法律上、1人を2人に相当するものとしており、E欄の計を算出するに当たりダブルカウントを行い、D欄の「短時間労働者である重度以外の身体障害者、知的障害者、精神障害者」については、法律上、1人を0.5人に相当するものとしており、E欄の計を算出するに当たり0.5カウントとしている。また、23年調査から、短時間勤務職員である重度以外の身体障害者、知的障害者が実雇用率に算定されることになった。
- 3 A、B欄は1週間の所定労働時間が30時間以上の職員であり、C、D欄は1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の職員である。

[3②表【第13表】の注]

- 注1 ①欄の「障害者の数」とは②③④のe欄の計である。
- 2 ②③a欄の重度障害者については法律上、1人を2人に相当するものとしており、e欄の計を算出するに当たりダブルカウントしている。
- 3 ②③④d欄の重度障害者以外の短時間労働者については、法律上、1人を0.5人に相当するものとしており、e欄を算出するに当たり0.5カウントとしている。
- 4 ②③のa、b欄及び④のb欄は1週間の所定労働時間が30時間以上の職員であり、②③のc欄及び②③④のd欄は1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の職員である。

第14表

4 地方公共団体における障害者雇用状況一覧(法定雇用率2.3%の機関)

平成28年6月1日現在

	機 関 名	①法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	②障害者の数	③実雇用率	④不足数	備考
1	石川県	4,349.0	101.0	2.32	0.0	
2	石川県警察本部	326.0	7.0	2.15	0.0	
3	金沢市	2,214.0	51.0	2.30	0.0	
4	七尾市	877.5	25.0	2.85	0.0	
5	小松市	853.5	20.0	2.34	0.0	
6	輪島市	478.5	13.0	2.72	0.0	
7	珠洲市	245.0	8.0	3.27	0.0	
8	加賀市	593.0	8.0	1.35	5.0	注4
9	羽咋市	153.0	4.0	2.61	0.0	
10	白山市	715.5	17.0	2.38	0.0	
11	かほく市	338.5	7.0	2.07	0.0	
12	能美市	434.5	9.5	2.19	0.0	
13	野々市市	243.0	5.0	2.06	0.0	
14	川北町	62.0	1.0	1.61	0.0	
15	津幡町	238.5	6.0	2.52	0.0	
16	内灘町	175.0	5.0	2.86	0.0	
17	志賀町	236.0	6.0	2.54	0.0	
18	宝達志水町	193.0	4.0	2.07	0.0	
19	中能登町	172.0	3.0	1.74	0.0	
20	穴水町	234.0	8.0	3.42	0.0	
21	能登町	304.0	9.0	2.96	0.0	
22	七尾市教育委員会	165.5	6.0	3.63	0.0	
23	輪島市教育委員会	94.0	3.5	3.72	0.0	
24	加賀市教育委員会	127.5	3.0	2.35	0.0	
25	白山市教育委員会	105.0	2.0	1.90	0.0	
26	かほく市教育委員会	105.0	2.0	1.90	0.0	
27	能美市教育委員会	170.0	3.5	2.06	0.0	
28	野々市市教育委員会	46.0	1.0	2.17	0.0	
29	津幡町教育委員会	82.0	4.0	4.88	0.0	
30	内灘町教育委員会	61.0	2.0	3.28	0.0	
31	能登町教育委員会	63.0	1.0	1.59	0.0	
32	白山石川医療企業団	382.0	11.0	2.88	0.0	
33	羽咋郡市広域圏事務組合	173.5	3.0	1.73	0.0	
34	金沢市企業局	233.0	6.0	2.58	0.0	
35	加賀市医療センター	279.0	4.0	1.43	2.0	注4
	合 計	15,522.0	369.5	2.38	7.0	

注 1 ①欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数」とは、職員総数から除外職員数及び除外率相当職員数(旧除外職員が職員総数に占める割合を元に設定した除外率を乗じて得た数)を除いた職員数である。

2 ②欄の「障害者の数」とは、身体障害者数、知的障害者数及び精神障害者数の計であり、短時間勤務職員以外の重度身体障害者及び重度知的障害者については、法律上、1人を2人に相当するものとしてダブルカウントを行い、重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間勤務職員については、法律上、1人を0.5人に相当するものとして0.5カウントを行っている。

3 ③欄の「不足数」とは、①欄の職員数に法定雇用率を乗じて得た数(1未満の端数切り捨て)から障害者の数を減じて得た数であり、これが0.0となることをもって法定雇用率達成となる。
したがって、実雇用率が法定雇用率を下回っていても、不足数が0.0となることがあり、この場合、法定雇用率達成となる。

4 加賀市においては、11月1日現在において障害者の数13人、実雇用率2.15%、不足数0人となっている。
加賀市医療センターにおいては、10月1日現在において障害者の数7人、実雇用率2.54%、不足数0人となっている。

5 地方公共団体における障害者雇用状況一覧(法定雇用率2.2%の機関)

平成28年6月1日現在

	機 関 名	①法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	②障害者の数	③実雇用率	④不足数	備考
1	石川県教育委員会	6,347.0	139.0	2.19	0.0	
2	金沢市教育委員会	488.0	12.0	2.46	0.0	
3	小松市教育委員会	177.0	5.5	3.11	0.0	
	合 計	7,012.0	156.5	2.23	0.0	

- 注 1 ①欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数」とは、職員総数から除外職員数及び除外率相当職員数(旧除外職員が職員総数に占める割合を元に設定した除外率を乗じて得た数)を除いた職員数である。
- 2 ②欄の「障害者の数」とは、身体障害者数、知的障害者数及び精神障害者数の計であり、短時間勤務職員以外の重度身体障害者及び重度知的障害者については、法律上、1人を2人に相当するものとしてダブルカウントを行い、重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間勤務職員については、法律上、1人を0.5人に相当するものとして0.5カウントを行っている。
- 3 ③欄の「不足数」とは、①欄の職員数に法定雇用率を乗じて得た数(1未満の端数切り捨て)から障害者の数を減じて得た数であり、これが0.0となることをもって法定雇用率達成となる。
したがって、実雇用率が法定雇用率を下回っていても、不足数が0.0となることがあり、この場合、法定雇用率達成となる。

第16表

6 地方独立行政法人における障害者雇用状況一覧(法定雇用率2.3%)

平成28年6月1日現在

	機 関 名	①法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	②障害者の数	③実雇用率	④不足数	備考
1	石川県公立大学法人	153.0	6.0	3.92	0.0	
2	公立大学法人 金沢美術工芸大学	53.0	2.0	3.77	0.0	
	合 計	206.0	8.0	3.88	0.0	

- 注 1 ①欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数」とは、職員総数から除外職員数及び除外率相当職員数(旧除外職員が職員総数に占める割合を元に設定した除外率を乗じて得た数)を除いた職員数である。
- 2 ②欄の「障害者の数」とは、身体障害者数、知的障害者数及び精神障害者数の計であり、短時間勤務職員以外の重度身体障害者及び重度知的障害者については、法律上、1人を2人に相当するものとしてダブルカウントを行い、重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間勤務職員については、法律上、1人を0.5人に相当するものとして0.5カウントを行っている。
- 3 ③欄の「不足数」とは、①欄の職員数に法定雇用率を乗じて得た数(1未満の端数切り捨て)から障害者の数を減じて得た数であり、これが0.0となることをもって法定雇用率達成となる。
したがって、実雇用率が法定雇用率を下回っていても、不足数が0.0となることがあり、この場合、法定雇用率達成となる。

民間企業における雇用状況の推移【第17表】

(各年6月1日現在)

年	障害者数 (人)	対前年増減	実雇用率 (%)	対前年増減	法定雇用率 達成企業の割合 (%)		法定 雇用率	
						対前年増減		
昭和 52 年	1,018	—	1.35	—	61.3	—	1.5	
53	1,042	24	1.42	0.07	58.3	△ 3.0		
54	1,053	11	1.40	△ 0.02	58.2	△ 0.0		
55	1,136	83	1.44	0.04	59.3	1.0		
56	1,235	99	1.54	0.10	62.2	2.9		
57	1,294	59	1.59	0.06	64.9	2.7		
58	1,299	5	1.59	△ 0.00	65.2	0.3		
59	1,295	△ 4	1.54	△ 0.05	62.7	△ 2.6		
60	1,331	36	1.53	△ 0.01	62.4	△ 0.3		
61	1,236	△ 95	1.41	△ 0.12	58.2	△ 4.2		
62	1,200	△ 36	1.32	△ 0.10	58.6	0.4		
63	1,471	271	1.52	0.21	57.9	△ 0.7		1.6
平成 元 年	1,560	89	1.54	0.01	56.8	△ 1.2		
2	1,677	117	1.57	0.03	58.7	1.9		
3	1,718	41	1.56	△ 0.01	56.7	△ 2.0		
4	1,890	172	1.60	0.04	59.4	2.7		
5	1,970	80	1.67	0.06	60.4	0.9		
6	1,983	13	1.67	0.01	58.0	△ 2.3		
7	1,966	△ 17	1.67	0.00	57.4	△ 0.7		
8	2,002	36	1.68	0.01	56.9	△ 0.5		
9	2,019	17	1.70	0.02	57.8	0.9		
10	2,024	5	1.70	0.00	57.9	0.1		
11	2,005	△ 19	1.66	△ 0.04	51.4	△ 6.5	1.8	
12	1,968	△ 37	1.67	0.01	55.2	3.8		
13	2,022	54	1.67	△ 0.00	53.7	△ 1.5		
14	1,985	△ 37	1.67	△ 0.00	53.8	0.1		
15	1,982	△ 3	1.66	△ 0.01	51.4	△ 2.4		
16	2,091	109	1.64	△ 0.02	52.9	1.4		
17	2,103	12	1.61	△ 0.03	52.8	△ 0.0		
18	2,128.5	26	1.53	△ 0.08	47.8	△ 5.0	1.8	
19	2,149.5	21	1.57	0.04	48.2	0.4		
20	2,281.5	132	1.62	0.05	51.7	3.5		
21	2,258.0	△ 24	1.60	△ 0.02	50.7	△ 1.0		
22	2,230.5	△ 28	1.62	0.02	53.9	3.2		
23	2,291.5	61	1.56	△ 0.06	52.4	△ 1.5		
24	2,330.5	39	1.57	0.01	52.6	0.2		
25	2,641.5	311	1.69	0.12	48.4	△ 4.2		2.0
26	2,905.5	264	1.82	0.13	51.8	3.4		
27	3,039.5	134	1.86	0.04	54.3	2.5		
28	3,141.5	102	1.88	0.02	56.5	2.2		

◇雇用率の改定経過

S51年10月1日 1.50%
 S63年4月1日 1.60%
 H10年7月1日 1.80%
 H25年4月1日 2.00%

注1 障害者数とは、次に掲げる者の合計である。

～昭和62年 身体障害者(重度身体障害者はダブルカウント)

昭和63年～平成4年 身体障害者(重度身体障害者はダブルカウント)、
知的障害者

平成5年～平成17年 身体障害者(重度身体障害者はダブルカウント)、
知的障害者(重度知的障害者はダブルカウント)、
重度身体障害者又は重度知的障害者である短時間労働者

平成18年 身体障害者(重度身体障害者はダブルカウント)、
知的障害者(重度知的障害者はダブルカウント)、
精神障害者、
重度身体障害者、重度知的障害者又は精神障害者である短時間労働者
(精神障害者である短時間労働者は0.5カウント)

平成23年 身体障害者(重度身体障害者はダブルカウント)、
知的障害者(重度知的障害者はダブルカウント)、
精神障害者、
重度身体障害者、重度知的障害者、重度以外身体障害者及び重度以外知的障害者並びに
精神障害者である短時間労働者(重度以外身体障害者及び重度以外知的障害者並びに
精神障害者である短時間労働者は0.5カウント)